

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 10 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

新型コロナウイルス感染症の影響に対する会員支援策について（第 1 報）

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本歯科医師会から連絡がありましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

〔日 歯 メール〕

「新型コロナウイルス感染症の影響に対する会員支援策について（第 1 報）」

令和 2 年 4 月 10 日付・メール送信

日本歯科医師会 会計・厚生会員課（厚生会員部門）

〔担当〕

公益社団法人東京都歯科医師会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策本部

事業第一課 医療管理・調査担当 羽二生・正岡

TEL 03-3262-1149（直通）

FAX 03-3262-4199

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 0 日

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日 本 歯 科 医 師 会
日 本 歯 科 医 師 連 盟

新型コロナウイルス感染症の影響に対する会員支援策について（第1報）

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また新型コロナウイルス感染症対策に、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本歯科医師会と日本歯科医師連盟は連携し、会員に対する標記支援策について関係方面に働き掛けておりましたが、別紙のとおり「持続化給付金」はじめ「セーフティネット保証5号」や「雇用調整助成金の特例措置の拡大」が活用できる見通しが立ちました。

つきましては、関係省庁からの通知は未達であります。取り急ぎ情報収集した内容をご案内いたします。なお、持続化給付金は国会での令和2年度補正予算案成立後に正式決定となりますので、その折は速やかに再度お知らせいたします。

1. 持続化給付金について（経済産業省、中小企業庁）

政府は令和2年度補正予算案の閣議決定し、本年4月下旬の成立を目指しているところです。報道されている「年末までの間に収入が半減した場合の中小企業への200万円、個人事業主への100万円、給付である持続化給付金は、いずれも同補正予算案の成立を前提としているため、制度の具体的な内容や条件については、詳細が決まり次第公表されますので、進捗がありましたら速やかにお知らせします。

2. セーフティネット保証5号について（経済産業省）

従前、歯科診療所は対象とされておりましたが、緊急調査を実施し、厚生労働省を通じて経済産業省に申請した結果、歯科診療所も対象となりました。

3. 雇用調整助成金の特例措置の拡大について（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染の影響により休業を実施し、休業手当を給付した事業所が対象となり、雇用保険被保険者の労働者が対象となります。今回の特例措置の拡大により、雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含まれます。

<別添>

- ・持続化給付金（経済産業省、中小企業庁）
- ・セーフティネット保証5号の指定業種の追加（経済産業省）
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大(厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小・小規模事業者等を対象に資金繰り支援及び持続化給付金に関する相談を受け付けます

2020年4月8日

▶中小企業・地域経済産業

経済産業省は、令和2年度補正予算案の閣議決定を受け、これまでの資金繰りに関する相談に加え、「中小企業 金融・給付金相談窓口」において給付金関係の相談を受け付けます。

4月7日（火曜日）、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を取りまとめ、令和2年度補正予算案が閣議決定されました。

1.資金繰り支援

これまでの資金繰り支援策をさらに拡充し、

- ・ 政府系金融機関・信用保証協会の既往債務を実質無利子融資に借換できるようにします。
- ・ 実質無利子・無担保、最大5年間元本据え置き of 融資制度を民間金融機関でも新たに受けられるようにします。

2.持続化給付金

- ・ 特に厳しい状況にある事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給します。

※いずれも令和2年度補正予算案の成立を前提としているため、制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第公表します。

上記に関する御相談については、以下の「中小企業 金融・給付金相談窓口」までお気軽にお問い合わせください。

中小企業 金融・給付金相談窓口

受付時間：平日・休日ともに、9時00分～17時00分

直通番号：03-3501-1544

持続化給付金

令和2年度補正予算案額 **2兆3,176億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ています。
- このため、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい者の事業の継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者等100万円を上限に、現金を給付いたします。

給付対象者：

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者

給付額：

前年の総売上(事業収入)

— (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、

法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給

※詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに公表

セーフティネット保証5号の指定業種の追加

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和2年4月10日～令和2年6月30日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定)細 分類番号	指定業種名
1	0621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)
2	0712	型枠大工工事業
3	0731	鉄骨工事業
4	0732	鉄筋工事業
5	0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
6	0795	防水工事業
7	0799	他に分類されない職別工事業
8	0973	ビスケット類・干菓子製造業
9	0974	米菓製造業
10	1011	清涼飲料製造業
11	1032	コーヒー製造業
12	1145	織物手加工染色整理業
13	1151	綱製造業
14	1194	帆布製品製造業
15	1197	タオル製造業
16	1226	繊維板製造業
17	1423	機械すき和紙製造業
18	1432	段ボール製造業
19	1441	事務用・学用紙製品製造業
20	1442	日用紙製品製造業
21	1453	段ボール箱製造業
22	1454	紙器製造業
23	1499	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
24	1511	オフセット印刷業(紙に対するもの)
25	1512	オフセット印刷以外の印刷業(紙に対するもの)
26	1521	製版業
27	1531	製本業
28	1532	印刷物加工業
29	1591	印刷関連サービス業
30	1721	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)
31	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業
32	1812	プラスチック管製造業
33	1813	プラスチック継手製造業
34	1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
35	1821	プラスチックフィルム製造業
36	1822	プラスチックシート製造業
37	1823	プラスチック床材製造業
38	1824	合成皮革製造業
39	1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
40	1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
41	1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
42	1833	その他の工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
43	1834	工業用プラスチック製品加工業
44	1841	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)
45	1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
46	1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
47	1845	発泡・強化プラスチック製品加工業
48	1891	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業

49	1892	プラスチック製容器製造業
50	1898	他に分類されないプラスチック製品加工業
51	2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
52	2145	理化学用・工業用陶磁器製造業
53	2146	陶磁器製タイル製造業
54	2147	陶磁器絵付業
55	2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
56	2293	鋳鉄管製造業
57	2322	アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)
58	2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
59	2511	ボイラ製造業
60	2521	ポンプ・同装置製造業
61	2523	油圧・空圧機器製造業
62	2531	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)
63	2532	エレベータ・エスカレータ製造業
64	2533	物流運搬設備製造業
65	2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業
66	2621	建設機械・鉱山機械製造業
67	2634	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
68	2642	木材加工機械製造業
69	2661	金属工作機械製造業
70	2694	ロボット製造業
71	2721	サービス用機械器具製造業
72	2735	分析機器製造業
73	2739	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
74	2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業
75	2912	変圧器類製造業(電子機器用を除く)
76	2913	電力開閉装置製造業
77	2921	電気溶接機製造業
78	2942	電気照明器具製造業
79	3112	自動車車体・附随車製造業
80	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
81	3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
82	3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
83	3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業
84	3262	毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)
85	3269	その他の事務用品製造業
86	3293	パレット製造業
87	3297	眼鏡製造業(枠を含む)
88	3923	市場調査・世論調査・社会調査業
89	4111	映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)
90	4112	テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)
91	4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
92	4122	ラジオ番組制作業
93	4151	広告制作業
94	4161	ニュース供給業
95	4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
96	4214	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)
97	4216	鋼索鉄道業
98	4219	その他の鉄道業
99	4852	道路運送固定施設業
100	5412	建設機械・鉱山機械卸売業
101	5413	金属加工機械卸売業
102	5422	自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く)
103	5423	自動車中古部品卸売業
104	5492	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
105	5519	その他のじゅう器卸売業

106	5532	紙製品卸売業
107	5611	百貨店、総合スーパー
108	5711	呉服・服地小売業
109	5891	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
110	6023	陶磁器・ガラス器小売業
111	6033	調剤薬局
112	6063	新聞小売業
113	6064	紙・文房具小売業
114	6082	時計・眼鏡・光学機械小売業
115	6811	建物売買業
116	6812	土地売買業(投機を目的としないものに限る)
117	6821	不動産代理業・仲介業
118	6911	貸事務所業
119	6919	その他の不動産賃貸業
120	6941	不動産管理業
121	7019	その他の各種物品賃貸業
122	7261	デザイン業
123	7272	芸術家業
124	7292	翻訳業(著述家業を除く)
125	7293	通訳業、通訳案内業
126	7299	他に分類されない専門サービス業
127	7429	その他の土木建築サービス業
128	7431	機械設計業
129	7461	写真業(商業写真業を除く)
130	7894	ネイルサービス業
131	7963	冠婚葬祭互助会
132	7992	結婚相談業、結婚式場紹介業
133	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業(易断所、観相業及び相場案内業を除く。)
134	8065	ゲームセンター(スロットマシン場を除く)
135	8092	マリーナ業
136	8242	書道教授業
137	8243	生花・茶道教授業
138	8246	スポーツ・健康教授業
139	8249	その他の教養・技能教授業
140	8311	一般病院
141	8312	精神科病院
142	8321	有床診療所
143	8322	無床診療所
144	8331	歯科診療所
145	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
146	8361	歯科技工所
147	8422	精神保健相談施設
148	8531	保育所
149	9092	時計修理業
150	9111	職業紹介業(芸ぎ周旋業を除く。)
151	9121	労働者派遣業

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号(マージャンクラブを除く。)及び第5号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。)並びに同法第2条第5項に規定する営業は除かれる。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の 雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置			(参考) リーマンショック時
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施		
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)		経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)		生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める		被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))		4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)		やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左		クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左		被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間		3年300日

1 上記の拡充にあわせて、**短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化**も行うこととする

2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、**加算額を上げる**措置を別途講じる